

診療報酬請求に関するお詫びとご報告

このたび、当院において診療報酬請求に関する確認を行った結果、一部の薬剤について、実際に使用していた薬剤と請求内容に不一致があり、適正な請求が行われていなかった事案が判明いたしました。

本件は、キット製剤を使用していたにもかかわらず、電子カルテ上の薬剤マスタに当該製剤が登録されていなかったことに加え、システム更新時の設定移行および運用確認が十分ではなかったことにより発生したものです。あわせて、医師、事務職員、看護師等による確認体制にも不十分な点があり、結果として誤請求が継続していたことを確認いたしました。

対象となる皆様ならびに関係機関の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当院では、本件判明後、速やかに院内調査を実施し、対象期間における請求内容の確認を行うとともに、関連する薬剤マスタおよび医事コードの総点検を実施いたしました。併せて、関係機関へ報告し、必要な確認および訂正対応を進めております。

これらの手続を踏まえ、返金対象となる皆様には、個別に文書にてご案内し、速やかに返金対応を実施いたします。

さらに、再発防止策として、

- ・薬剤マスタ登録時の複数人確認体制の構築
- ・薬剤情報と請求内容の定期点検
- ・システム更新時の確認手順の見直し
- ・医師、看護師、事務職員等への教育・研修の実施
- ・関係部署間の情報共有体制の強化

等を実施し、適正な請求管理体制の強化に努めております。

当院といたしましては、本件を厳粛に受け止め、今後このような事案を再び発生させることのないよう、再発防止策を徹底するとともに、引き続き適正な医療提供および診療報酬請求の徹底を図り、皆様からの信頼回復に努めてまいります。

令和8年9月11日

社会福祉法人^{（財）}島根県済生会江津総合病院

院長 中澤 芳夫